

個人番号申告書

【個人番号の利用目的について】

- ①厚生年金保険法による年金である保険給付・一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務（番号法別表37）
- ②地方公務員等共済組合法による短期給付・年金である給付の支給、福祉事業の実施・一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務（番号法別表59）
- ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（番号法別表135）

※個人番号に関する特定個人情報保護について

個人番号の収集、利用等については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「番号法」）及び「公立学校共済組合における番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」並びに「公立学校共済組合特定個人情報等取扱規程」に基づいて行います。

公立学校共済組合石川支部長 様

所属所名

令和 年 月 日

組合員等記号番号 公立石川

組合員氏名

印

（自署の場合押印不要）

下記のとおり、申告します。

氏名	(漢字)	(カナ)
生年月日	昭・平・令 年 月 日	本人・家族 (どちらかを○で選択)
個人番号		

<個人番号の確認できる書類（*）の貼付をお願いします>

（*）マイナンバーカードの写し、個人番号の記載がある住民票の写し、個人番号の通知カードの写し 等

【注意事項】

- 公立学校共済組合の組合員や被扶養者であった期間がある場合も、この申告書の提出が必要です。
- この申告書は一人につき1枚提出をお願いします。
- 複数人分を同時に作成、提出する場合であっても、それぞれの申告書に個人番号が確認できる書類の貼付をお願いします。（扶養認定となる家族が複数いる場合など）
- 住民票の写しなど、書類が枠内に納まらない場合は、裏面に貼付をお願いします。

※個人番号申告書については、簡易書留など、送付記録が確認できる方法での提出を推奨します。